

# 令和4年度 所沢市地域防災計画改定の概要

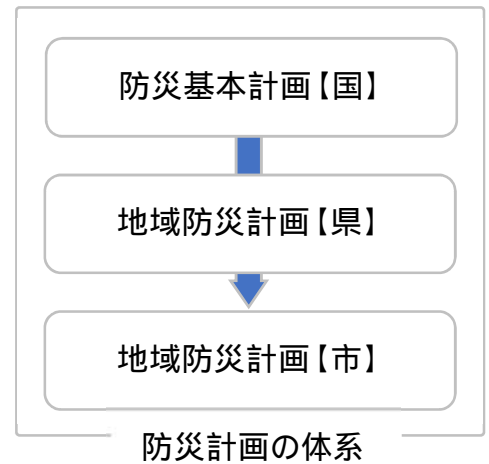
令和5年4月

## 第1 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、所沢市の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、所沢市防災会議が定めるものです。

市の防災計画は、各市町村の実情に即して作成する防災計画であり、市や防災関係機関等が発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定しています。

また、上位計画である国の防災基本計画や埼玉県地域防災計画に沿って策定されています。



## 第2 改定の背景

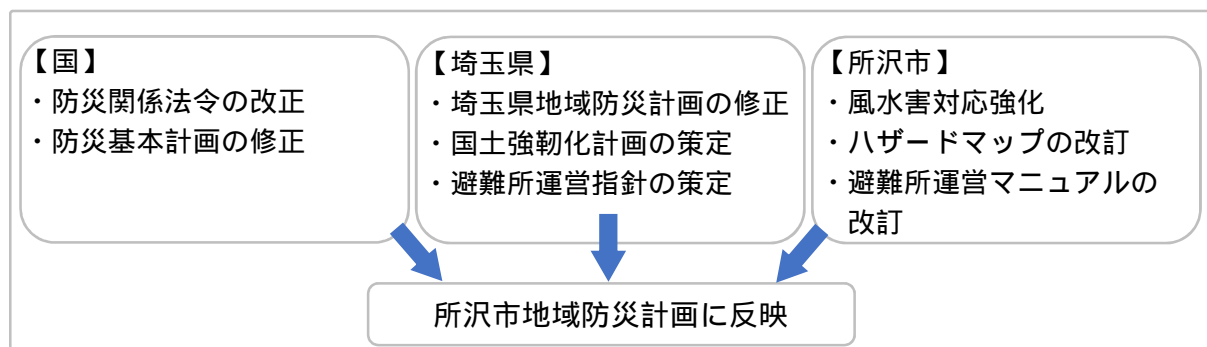
### 1. 関係法令や上位計画等との整合

旧所沢市地域防災計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等に基づき、平成30年2月に改定しました。

その後発生した令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの大規模災害での教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令の改正、防災基本計画の修正等を行いました。また、埼玉県においても、埼玉県地域防災計画を修正したほか、国土強靱化地域計画や避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）を策定するなど防災力の強化を推進しています。

本市においては、洪水避難所等の開設や車中避難場所の確保、ハザードマップの改訂など防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図っています。

これらの状況を踏まえ、防災関係法令や上位計画、市の取組等との整合を図るため改定を行いました。



## 2. 計画の実効性と利便性の向上

旧所沢市地域防災計画は、上位計画である県計画と構成が異なるため、過去の改正により内容の重複等が発生していることや市・防災関係機関の細部計画や解説等も多かったことから、全編で900ページに及ぶ膨大な計画となり、改正作業が煩雑でした。また、他にも各災害対応業務における実施主体の記載がないことから、役割分担が不明確な状態でもありました。

以上、1と2の理由から、計画の整合性を図ると共に、本市の防災体制と災害対策をより実効性の高いものとするため、全面改定を実施することとしました。

## 第3 改訂に係る検討の流れ

令和4年 5月27日	第1回所沢市防災会議 計画改定スケジュールやポイントを協議
10月25日	第1回所沢市防災会議幹事会 計画改定案の作成方法等について協議
10月26日～ 11月14日	関係機関への照会・ヒアリング等
12月 9日～ 令和5年 1月10日	パブリックコメント、県協議
1月25日	第2回所沢市防災会議幹事会 計画改定案の承認
2月 1日	第2回所沢市防災会議 計画改定案の審議、計画改定の承認

### 第3 計画の構成・デザイン等

#### 1. 計画の構成

ア 県計画の修正に応じたメンテナンスを容易にするため、埼玉県地域防災計画の構成に変更

イ 機能性を考慮し、以下の3編構成に変更。

主に平時に使う総則と予防対策編

主に災害時に確認する応急対策・復旧復興編

資料編・用語集

・変更の際、本編中の用語解説は用語集にまとめ、計画のシンプル化とともに、3編を別々のファイルにすることで使用感の向上を図った。

< 所沢市地域防災計画の構成 >

第1編 総則・予防対策編	第2編 応急対策・復旧復興編
第1章 総則	第1章 震災応急対策計画
第2章 予防対策	第1 自助・共助の災害対策
第1 自助・共助による防災力の向上	第2 公共施設等の災害対策
第2 災害に強いまちづくり	第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	第4 応急対応の実施
第4 応急対応力の強化	第5 災害情報の収集・伝達
第5 情報連絡体制の整備	第6 医療救護等対策
第6 医療救護等対策	第7 帰宅困難者対策
第7 帰宅困難者対策	第8 避難対策
第8 避難対策	第9 災害時要配慮者対策
第9 災害時要配慮者対策	第10 物資供給・輸送対策
第10 物資供給・輸送対策	第11 市民生活の早期再開
第11 市民生活の早期再開	第12 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
第12 火山噴火への備え	第2章 火山噴火応急対策計画
第13 竜巻等突風対策	第3章 風水害応急対策計画
第14 雪害対策	(竜巻等突風対策、雪害対策含む。)
第15 複合災害予防	構成は震災応急対策計画に準ずる。
第16 広域応援対策	第4章 複合災害応急対策計画
第17 大規模事故災害対策	第5章 大規模事故応急対策計画
	第6章 災害復興計画
	第3編 資料編
	(巻末)用語集

県計画に対応した構成

## 2. 本編各節の構成

ア 県計画に準じ、対策ごとに基本方針、具体策の順に記載

イ 担当機関を明確にするため、節の冒頭及び本文中に担当機関を明示

ウ 市の取組については、担当部を明記

### 第1節 自助、共助による防災力の向上

#### 【方針】

- 災害から一人でも多くの命を守るため、第一に「自らの「自助」の考え方を普及し、第二に「地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む」という「共助」の考え方を普及する。
- 市及び防災関係機関は、各々の公助の役割を効果的に果たすため、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。
- 災害から地域を守るため、市民や事業所等が、市及び防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。
- 市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を地域特性を踏まえて体系的に行うとともに、広報紙の配布、体験的な学習機会の提供など、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

当該対策の方針や課題を記載

#### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助、共助による市民の防災力の向上	各部、防災関係機関
第2 自主防災組織の育成強化	危機管理室
第3 消防団の活動体制の充実	危機管理室
第4 事業所等における防災組織等の整備	福祉部、こども未来部、産業経済部、教育委員会、消防組合、県、事業所、商工会議所、防災上重要な施設の管理者
第5 ボランティア等の活動支援体制の整備	市民部、福祉部
第6 地区防災計画の策定	危機管理室
第7 適切な避難行動に関する普及啓発	危機管理室、こども未来部、教育委員会

当該対策の項目、担当機関を記載

#### 第1 自助、共助による市民の防災力の向上

対策項目の具体内容を記載

##### 1 災害に関する各種資料の収集・提供

市（危機管理室、教育委員会）は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、次の取組を推進する。

- (1) 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして収集・整理し、適切に保存するとともに、一般の人々が閲覧できるよう公開する。
- (2) 自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく伝える。
- (3) 地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発する。

市の対策は担当部を明示

### 3. 資料編の構成等

- ア 資料編は、広く周知する必要のあるものを掲載することとし、各種資料を本編の関係する分野がわかるように整理
- イ 用語集は、あまり普及していない防災用語を五十音順に掲載し、簡潔に説明（本編に「\*」を付記）

第3編 資料編・用語集 目次	
<b>第1 総則</b> .....	1
1 所沢市防災会議条例 .....	1
2 所沢市防災会議条例施行規則 .....	1
3 所沢市防災会議委員名簿 .....	4
4 所沢市防災会議幹事名簿 .....	6
<b>第2 災害環境</b> .....	7
1 過去（昭和40年以降）の主な災害 .....	7
2 埼玉県における想定地震別被害想定結果一覧表 .....	12
3 土砂災害警戒区域等一覧 .....	15
4 土砂災害警戒区域 大規模盛土造成地分布図 .....	17
<b>第3 防災体制</b> .....	18
1 所沢市災害対策本部条例 .....	18
2 所沢市災害対策本部要綱 .....	19
3 所沢市災害対策本部運営要領 .....	30
4 埼玉西部消防組合、所沢市消防団の組織編成 .....	32
5 自主防災組織 .....	33
6 防災関連施設位置図 .....	34

本編の関係する分野ごとに構成

五十音順に用語を列挙し、簡潔に説明

【あ行】

**アウトティング**  
性的少数者本人の了解なしに、性的少数者であることを他人に暴露してしまうことをいう。

**液状化**  
ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

**応急復旧**  
被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

用語

ウ 必要に応じて各種相談員、カウンセラーを配置又はの変化に対応できるように配慮する。

エ 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターふらっとや民間団体を積極的に活用する。

オ LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング\*をしないよう注意する。

カ 担当職員や訪問介護員、民生委員・児童委員の訪問等による要配慮者の実態調査を実施する。

キ 保健師・助産師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

本編（応急対策・復旧復興編 P58）

## 第4 主な改定内容

### 1. 関係法令との整合

[ ]内はページ数

#### (1) 災害対策基本法(以下「基本法」という。)の改正によるもの

##### ア 避難勧告・指示の一本化

避難勧告と避難指示が避難指示(警戒レベル4)に一本化されたこと、垂直避難等による屋内安全確保が可能な居住者等を考慮して“立退き避難が必要な居住者等”を対象として発令することとなったこと、また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保(レベル5)」を発令することとなったことを踏まえ、避難指示等の発令要領を改定しました。【応急・復旧-54、112】

##### イ 個別避難計画の整備

避難行動要支援者ごとの避難支援計画である「個別避難計画」の整備が努力義務化されたことから、災害リスクや要介護度の高い避難行動要支援者を優先して作成を進めることを明記しました。また、災害が切迫し避難支援を特に必要とする場合は、避難行動要支援者名簿と同様に、同意がなくても個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記しました。【総則・予防-81】【応急・復旧-63】

##### ウ 広域避難の実施

避難指示等の発令時に市内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを明記しました。【応急・復旧-60】

##### エ 指定福祉避難所公示制度への対応

福祉避難所は受け入れる被災者等を特定し、指定福祉避難所として公示することとなったことから、その旨を明記しました。なお、本市においては、既にホームページにて各福祉避難所の受入対象者を公表しています。【総則・予防-78】

##### オ 放置車両の移動措置

緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対して道路管理者による移動等の措置が可能となったことから、道路管理者は区間を指定して所有者への移動命令や自ら移動措置を行うことを明記しました。【応急・復旧-12】

## (2)大規模災害からの復興に関する法律によるもの

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となり、県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定した場合は、復興事業の特別措置が適用されることから、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業を推進することを明記しました。【応急・復旧-153】

## (3)水防法の改正によるもの(想定最大規模の洪水への対応)

洪水浸水想定区域の想定規模が計画規模(概ね100年に1回の大雨)から想定最大規模(概ね1000年に1回の大雨)に変更され、水位周知河川である柳瀬川の洪水浸水想定区域が見直されことから、この浸水の特徴を明記しました。【総則・予防-12】また、避難確保計画の策定が必要となる浸水想定区域内の要配慮者利用施設を再抽出しました。【資料編-103】

水位周知河川でない東川、不老川の浸水リスク想定図(県が作成・公表)についても同様に対応しました。

## (4)災害救助法、被災者生活再建支援法の改正によるもの

### ア 災害救助法(以下「救助法」という。)の適用拡大

避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて救助法が適用されるようになったことや、災害ボランティアセンターにおける調整事務が救助法の対象となったことから、これらの事務費用について関係帳簿の作成、繰替支弁を行うことを明記しました。【応急・復旧-73】

### イ 準半壊、中規模半壊への支援

被災住宅の応急修理の支援対象が「半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)」に拡大されたこと、被災者生活再建支援金の支給対象が「半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)」に拡大されたことから、中規模半壊以上の罹災者への支援金の支給、準半壊の被災住宅の応急修理を行うことを明記しました。【応急・復旧-78、118】

## 2. 上位計画等との整合

### (1) 防災基本計画(以下「基本計画」という。)の修正や国の指針の改訂によるもの

#### ア 5段階の警戒レベルへの対応

住民がとるべき行動が直感的に理解できるように「5段階の警戒レベル」が設定されたこと、また、避難情報のガイドラインが改訂されたことから、洪水、土砂災害を対象とした高齢者等避難(レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令基準を修正しました。【応急・復旧-112】

#### イ 応急対策職員派遣制度の活用

総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請できることを明記しました。【応急・復旧-34】

#### ウ 南海トラフ地震関連情報への対応

東海地震関連情報の発表が停止され、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたことから、南海トラフ地震関連情報が発表された場合には、一定期間、地震発生への警戒や安全な行動をとるよう呼びかけることを明記しました。【応急・復旧-85】

### (2) 埼玉県地域防災計画の修正等

#### ア 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活用

県は、社会福祉士、介護福祉士、保育士などで構成するDWATを避難所に派遣する体制を整備したことから、災害時には県にDWATの派遣を要請して要配慮者への介護や相談などの福祉的支援を要請することを明記しました。【応急・復旧-63】

#### イ 減災方針の推進

国の水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会が「埼玉県の減災に係る取組方針」を策定したことから、本市においても、国、県、他市町村等と連携して柳瀬川等の洪水に対するハード・ソフトの取組を一体的、計画的に推進することを明記しました。【総則・予防-57】

## 3. 市の取組の反映

#### ア 風水害時の対応(避難所の設置、車中避難所の確保等)

台風等による避難は被害が軽微な場合は長時間でないこと、また、避難所内の過密防止やペット同行避難者に配慮し、風水害時は車中避難が可能な場所(立体駐車場等)を提供することを明記しました。【応急・復旧-113】



#### イ ハザードマップの改訂

当市では、柳瀬川、東川、不老川の想定最大規模の降雨による浸水想定に対応した洪水ハザードマップを改訂しており、洪水ハザードマップ等を活用して洪水への警戒避難行動を普及することを明記しました。【総則・予防-57】

#### ウ 避難所運営マニュアルの改訂（新型コロナウイルス感染症への対応）

当市では、地震時の避難所運営マニュアルを改訂、公表しているほか、洪水避難所開設・運営マニュアル及び土砂災害避難所開設・運営マニュアルを改訂して新型コロナウイルス感染症等への対策を含む避難所の開設、運営を具体化しており、災害時にはこれらのマニュアルを活用して避難所の運営を行うことを明記しました。【応急・復旧-57、113】

#### エ 受援体制の充実

受援を円滑に行うため、市の各部に受援担当者を配置するほか、災害時には受援調整会議を開催して受援方針の決定、受援体制の総合調整等を行うことを明記しました。また、応援協力を迅速に確保し、協力依頼の重複や混乱等を防止するため、応援協力を予定している団体について市の連絡窓口を明記しました。【応急・復旧-24、32】

### 4. その他

#### ア 災害対策本部体制の見直し

所沢市災害対策本部の組織を、3つの部に編成する体制（総括部、被災・避難者対応部、市民生活対応部）から平時と同様の組織体制（16部局）に変更し、平時から非常時への体制の移行を円滑にしました。また、各部に本部連絡員を指名し、本部と各部の連携を緊密に行えるようにしました。【総則・予防-31】

#### イ 災害対応における要配慮者への対応

市が避難情報を発令した場合は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の管理者等にその旨を連絡するほか、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用して避難行動要支援者の避難支援を避難支援等関係機関に依頼することを明記しました。【応急・復旧-114】

#### ウ 被災者支援制度の拡充等

埼玉県被災者安心支援制度に基づく支援金について、拡充された埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給を明記しました。また、被災者支援制度を広く周知するため、正確で分かりやすい情報提供に努めることを明記しました。【応急・復旧-84】